

## 第9回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年6月11日（月）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1202会議室

○司会 遅くなりましたが「規制改革推進会議行政手続部会」第9回の記者会見を行います。

説明は、規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。では、よろしくお願ひします。

○石崎参事官 石崎でございます。よろしくお願ひします。

横長の資料を見ていただきまして、行政手続部会の第9回ということであります。

議題にありますように、経済団体からのヒアリングということで、行政手続部会は4月24日に「見直し結果と今後の方針」という取りまとめを行いましたけれども、それについて幾つかの経済団体から意見を聞きました。

それから、関係省庁からのヒアリングということで、基本的にはこの4月に一通りの取りまとめが終わったのですけれども、法人設立の関係が日本経済再生総合事務局の検討会の取りまとめが先般行われまして、それに伴って各省庁から基本計画を出させているのですけれども、そのうちの法務省の商業登記等について一部変更があったので、それについてのヒアリングを行ったということであります。

具体的な中身はその次のページからで、資料1-1が新経連からの要望になります。

3ページを見ていただきまして「行政手続き簡素化の3原則の『電子化の徹底』の水準」ということで、一つは、電子化といっても、電子メールなどだけではなくて、オンラインによる申請フォームとか、そういった形で電子化の徹底を行ってほしいということが一つ要望として来ております。

4ページでありますけれども、保育園に入るときに会社が従業員に対して発行する就労証明書が、今、標準様式というものを自治体に広めているのですけれども、その活用がまだ半数を下回っているということで、今後、早急に活用してもらえるように整備すべきである。

それから、5ページ目が行政によるAPI開放ということで、行政の電子システムについて、民間の会社、ソフトウェア会社にできるだけそのシステムの部分を使うように開放してほしい、それを義務としてやってほしいということでもあります。その他、幾つかの要望が来ておりますけれども、詳細は資料をごらんいただければと思います。

その次に、資料1-2でありますけれども、これは「『デジタルファースト法案』の整備によるデジタルネイションの実現」ということで、来る年内に政府として提出を予定しているデジタルファースト法案に条文として盛り込んでほしい事項が記載されております。

もう一つ、資料1-3があります。これが全国商工会連合会、中小・小規模事業者の団体でありますけれども、そこからの要望ということで3つぐらいありまして、一つは【意見1】とありますけれども、労働に関する手続、幾つかの手続について、労働基準監督署のみではなくて、ハローワーク等の複数の窓口においても受付を可能とすること。【意見2】として、事業承継、代替わりをしたりとか、個人の事業主が事業承継をするときに、事業の引継ぎをするときに、一から事業の許可をとり直すということが随分行われているのですけれども、それについて簡素化をしてほしい。

具体的な手続は、その次の資料1-4について、酒屋さんとか、クリーニングとか、建設業とか、飲食業とか、旅館業とか、こういうところで、相続であると申請書が1枚なのですけれども、相続以外の生前の事業承継のときはもう一度初めから許可をとり直さなければならない。それが非常に面倒な手続であるということで、それについて改善を要望するということでもあります。

資料2-1「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」ということでもあります。具体的な内容につきましては、日本経済再生本部で公表されておりました、記者に対してもレクをしておると思いますので、内容については省略をさせていただきます。

裁判手続についても、同じく日本経済再生本部から、資料2-2「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」が3月30日に公表されておりました、これについてもこちらのほうから記者レクをしておりますので、中身については省略をさせていただきます。

資料2-3が、成長戦略、未来投資戦略における法人向けのワンストップの実現とか裁判手続等のIT化についての現在での素案であります。

資料3-1からが法務省からのヒアリングということで、商業登記等について、今回の日本経済再生本部の法人設立オンライン・ワンストップ化検討会の内容を踏まえて変更しているということで、具体的に変更した点が、資料3-2が法務省が作成した簡素化計画なのですけれども、黒線を引いてあるところが追加・変更したところでもあります。

例えば2ページ目にありますように、下から2番目の段ですけれども「これを受け」と書いてあるところで、法人オンライン・ワンストップ化検討会が取りまとめられて、その中で印鑑届出を任意とする制度の実現とか、オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理ということが設けられたので、そういった制度とか、商業登記電子証明書の使い勝手の改善とか、業務の見直しとか、そういうものやっていくということで追加・改訂がありました。具体的な中身は3ページから4ページについてであります。

それから、法務省のほうで、会社設立の登記について、実際にどれだけ日数がかかっているとか時間がかかっているのかというのは別添ですけれども、これが日数でありまして、例えば会社の設立の登記について、別添1にありますように、平均の作業日数でいうと、全体でいうと15.8日ぐらいかかっているとか、あるいはその下側ですと、役員変更登記については14.8日ぐらいかかっている。同じように15日ぐらいかかっている。

その次の別添3が、実際に設立登記をするときに登記を申請する人が作業にどれだけ時

間がかかっているかということでもありますけれども、例えば設立登記でいうと、添付書面の作成・取得に585分かかっているとか、申請書を作成するのに252分、合計でいうと1,040分ぐらいかかっているとか、こういった行政手続コストを数値化した分析が法務省から出されております。

本日の部会については、大体以上であります。

○司会 ただいまの説明につきまして御質問がある方は、挙手の上、御所属とお名前をお願いします。

○記者 共同通信のミヤケです。

今後、この議論というのはどういうふうに生かされていかれるのでしょうか。

○石崎参事官 まず、経済団体からのヒアリングは、本日は1回目ということで、新経連、全国商工会連合会なのですけれども、その他の経団連とか日本商工会議所とか、幾つかの経済団体からも4月の取りまとめについてのコメントをもらうことにしております。

そのコメントについて、要望があった点については、行政手続部会で精査した上で、次年度の課題として取り組むべきものについては取り組んでいくということになる。そんなスケジュールで考えております。

○記者 今年度ではなくて、次年度以降。

○石崎参事官 次年度というか、年度に入っているから、そういう意味では今年度ですね。済みません。規制改革推進会議は大体6月ぐらいがワンターンのものですからそういう言い方をしたのですけれども、今年の夏以降の検討課題ということで、取り上げるかどうかを判断していくことになります。

○司会 ほかの方はございますでしょうか。

ほかになれば、記者会見を終了させていただきたいと思えます。

では、以上で記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。